

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年6月まで
② 昭和56年4月から60年12月まで

申立期間①は、A町に住所を定めて夫婦でB県に出稼ぎに行っている期間に、義父から夫婦の国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、A町役場に勤務していた元職員の友人に夫婦二人分の保険料を現金書留で郵送した記憶があるので、同町に納付されているかどうか調査してほしい。

また、申立期間②は、任意加入しなかった期間もあったが約5年間も未納にした記憶が無いので、これら申立期間の保険料について、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は婚姻後、C県A町の夫の実家に住所を定め夫婦でB県に出稼ぎに行っている間に、義父から夫婦二人分の国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、A町役場に勤務していた友人に夫婦二人分の保険料を現金書留で郵送し納付してもらった記憶があると主張しているところ、申立期間①のうち、昭和45年4月から同年6月までの保険料については、一緒に納付したとする申立人の夫の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の同手帳記号番号は、同年5月以降に夫婦連番

で払い出されていることから、その時点で申立期間の保険料を納付するには過年度納付の取扱いとなるが、制度上、過年度保険料は市町村では収納できない上、申立人に過年度納付した記憶は無く、その形跡も見られない。

また、当該申立期間については、申立人の夫も国民年金保険料が未納である上、申立人が当該申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、社会保険庁が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び当時住所を定めていたC県D町の国民年金被保険者名簿を見ると、いずれも昭和56年4月1日に被保険者資格を喪失し、61年1月21日に被保険者資格を再取得するまでは国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間については、国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、A社の事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月28日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年3月までは40円、同年4月から19年3月までは50円、同年4月から20年7月までは40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年6月1日から20年8月28日まで
国の徴用命令により、昭和17年2月にA社に配属され、20年8月に同社が解散するまで組立工として勤務していたが、厚生年金保険が未加入となっているので調査してほしい。

当時の会社は現存せず、給与明細書等の資料は無いが、配属直後に同僚と一緒に撮影した写真は所持しており、自分が勤務していたことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社における労働者年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の旧姓である「B」に該当する被保険者氏名は見当たらないものの、申立人の旧姓と類似する「C」(大正13年生、労働者年金保険被保険者記号番号D、昭和17年1月資格取得、20年8月資格喪失)の記録が確認できる。

また、同僚二人は、「申立人と一緒に徴用され、A社に配属された。」、「申立人とは終戦まで一緒にいた。」と証言している。

さらに、申立人は、当該事業所の寮に入居しており、同室であった4

人の同僚の氏名を挙げており、そのうちの一人は、「配属後は、一室6人の寮生活であり、だいたいE県の出身者が一緒であった。」と証言している。

以上のことから判断すると、申立人が申立期間に徴用令により召集され、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、当該被保険者名簿における名前の「C」と「B」の違いについて、申立人に確認したところ、「自分の名前はBであるが、Fとも読めるため紛らわしいので、当時はCと変えていた記憶がある。」と述べているほか、同僚の一人は、「申立人をBという名字で呼んでいたが、申立人は、『自分の名前が紛らわしい。』と言っていたような気もする。」と証言している。

さらに、同僚の4人は、「Cという名字は聞いたことがない。当該事業所には、E県出身者でCという名字の人はいなかった。」と証言している。

なお、申立人が、一緒に召集された同僚として氏名を挙げた23人は、昭和17年1月20日から、当時の上司は、同年1月1日から労働者年金保険被保険者記録が確認できるところ、同年金保険法は同年6月1日から適用が開始されており、その時点で組立工として勤務していた申立人も、同年金保険の被保険者資格を有していたと考えるのが自然である。

以上のことから、「C」の労働者年金保険被保険者記録は、申立人の旧姓である「B」の記録である可能性が高いものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険の資格を取得し、20年8月28日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、労働者年金保険被保険者名簿の記録により、昭和17年6月から18年3月までは40円、同年4月から19年3月までは50円、同年4月から20年7月までは40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和44年4月から同年7月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から45年4月1日まで

A事業所で昭和43年9月1日から平成6年3月31日まで勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。この期間は日々雇用職員として継続して勤務しており、正職員に準じる待遇であったので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、昭和45年4月から同事業所の正職員となりB共済組合へ加入している。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している履歴カード及び同僚の証言から、申立人は申立期間において、同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、同僚は、「申立期間において申立人の業務内容、勤務形態に変化はなく、同じ業務に従事していた。厚生年金保険に加入していた。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格喪失日は昭和44年4月1日となっているところ、資格喪失後の同年8月1日に随時改定の記録が確認でき、被保険者資格喪失届の受付日は同月23日と記載されているとともに、同日に健康保険被保険者証を返納したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和44年4月から同年7月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所の社会保険事務所の昭和44年3月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、申立人に係る資格喪失日を誤って届け出た可能性があるとしていることから、事業主は、昭和44年4月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和44年8月1日から45年4月1日までの期間においては、履歴カード及び同僚の証言から、申立人が同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票に、同事業所の提出した申立人に係る被保険者資格喪失届の受付日は昭和44年8月23日となっており、同日に健康保険被保険者証を返納したことが確認できることから、同事業所が同年8月から45年3月までの厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和44年8月から45年3月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は22年4月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月1日から22年4月1日まで
昭和20年3月に国民学校高等科を卒業後、A社（現在は、B社）C営業所の面接を受けて採用され、2年間事務員として勤務した後に家事都合で退職した。一緒に面接を受け採用された同僚（年齢及び職種も同じ。）が厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、私の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間は厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C営業所における複数の同僚の証言及び、申立人の具体的な記憶から、申立人が当該事業所に昭和20年4月1日から22年3月31日まで継続して勤務していたと認めることができる。

また、申立人と一緒に入社し、同じ業務に従事していたとする上記複数の同僚は、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる。

一方、A社C営業所の被保険者名簿については、D県庁が昭和20年7月の空襲で焼失し、21年11月に火災で全焼したことが文献から確認できる上、元社会保険事務所の職員は、「先輩から、D県庁が戦災や火災で焼

失し、厚生年金保険被保険者台帳や健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失したことから、事業所から資料を借り受けたりして復元したことを聞いた。」と証言している。

また、現存する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の被保険者記録は無く、申立人の同僚は、厚生年金保険被保険者台帳に昭和19年6月1日に厚生年金番号が払い出された記載はあるものの当該被保険者名簿には記録が無い。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実即した記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が高いと認められること、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料控除の事実が推認できる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時はD県）に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は22年4月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分なされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年1月から43年3月まで
② 昭和43年4月から50年3月まで

私の亡き父が、申立期間当時は農業を営んでおり毎年秋の収穫が終わった時点で、A村（現在は、B市）役場へ家族分（亡き父母、私及び妻）の国民年金保険料と税金を一緒に支払っていた。

申立期間当時は、亡き父母が4町歩の田畑を営み、生活に困窮したことはなかったため、国民年金保険料を納付できないような経済状態ではなく、保険料が未納及び免除となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の亡き父が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、社会保険庁が管理する国民年金被保険者記録を見ると、その亡き父母も、申立期間と重なる昭和40年1月から42年3月までの期間について、申請免除していることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和42年7月5日時点では、申立期間の一部が時効により納付できない期間である上、申立人には過年度納付及び特例納付を行った記憶は無く、その形跡も見られない。

申立期間②については、申立人は、「亡き父母が、4町歩の田畑を営み、生活に困窮したことはなかったため、国民年金保険料を納付できないような経済状態ではなく、免除を申請する理由が無い。また、亡き父が免除申請手続を行った記憶が無い。」と主張しているが、申請免除は、被保険者の申請に基づき行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず

わらず市町村が保険料を免除することは考え難い上、申立人の妻も昭和48年4月から50年3月までは申請免除期間となっている。

また、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、その亡き母（亡き父の特殊台帳は無く、その納付状況は不明である。）は、昭和48年10月から50年3月までは過年度保険料の納付となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、当時のA村から住所変更した記録も無いことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は123か月と長期間であるとともに、申立人の国民年金保険料を納付したとする亡き父が、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月
② 昭和48年4月から50年3月まで

私の亡き義父が、申立期間当時は農業を営んでおり毎年秋の収穫が終わった時点で、A村（現在は、B市）役場へ家族分（亡き義父母、私及び夫）の国民年金保険料と税金を一緒に支払っていた。

申立期間当時は、亡き義父母が4町歩の田畑を営み、生活に困窮したことはなかったため、国民年金保険料を納付できないような経済状態ではなく、保険料が未納及び免除となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の亡き義父が申立人の夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、社会保険庁が管理する国民年金被保険者記録を見ると、昭和47年度の保険料は、亡き義父は6か月、亡き義母は9か月の保険料がいずれも申立人の申立期間を含めて未納となっている上、申立人の夫も申立期間の保険料が免除期間となっている。

また、申立人には過年度納付及び特例納付を行った記憶は無く、その形跡も見られない。

申立期間②については、申立人は、「亡き義父母が、4町歩の田畑を営み、生活に困窮したことはなかったため、国民年金保険料を納付できないような経済状態ではなく、免除を申請する理由が無い。また、亡き義父が免除申請手続を行った記憶も無い。」と主張しているが、申請免除は、被保険者の申請に基づき行われるものであることから、申請が無いにも

かかわらず市町村が保険料を免除することは考え難い上、申立人の夫も同様に申請免除期間となっている。

また、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、その亡き義母（亡き義父の特殊台帳は無く、その納付状況は不明である。）は、昭和48年10月から50年3月までは過年度保険料の納付となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、当時のA村から住所変更した記録も無いことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとする亡き義父が、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 7 月 1 日から平成 13 年 3 月 20 日まで、A 市教育委員会に任用職員として勤務していた。

その間は同じ雇用形態であったので、昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月まで厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

任用通知書も持っているので、当該申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月 1 日から同年 6 月 20 日までの期間及び同年 7 月 1 日から 9 月 20 日までの期間について、A 市教育委員会発行の任用通知書 2 枚を所持していることから、申立人が A 市教育委員会に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の被保険者縦覧照会回答票及び被保険者記録を見ると、A 市教育委員会 B 課の健康保険整理番号における申立人の前後 17 人のうち申立人を含む 13 人の職員については、申立期間内に同委員会において厚生年金保険の加入手続が取られた形跡が見られない上、そのうち、申立人を含む 4 人の職員は、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金の被保険者資格を取得し、再び同委員会において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人以外の 3 人の職員は、申立期間について、「国民年金は自分で掛けたかもしれない。」「任用期間の区切りが半年から 2～3 か月が変わった時期だった。」「厚生年金保険に加入していない時期はあった。」と証言していることから、申立期間当時、申立人を含む一部の非常勤職員については、厚生年金保険の加入手続が取ら

れていなかったことがうかがわれる。

また、A市教育委員会及びA市C課では、関連書類は保存年限経過で廃棄されており不明であるとしており、関連する資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月及び同年 5 月まで (日付不詳)
② 昭和 30 年 5 月から 31 年 3 月まで (日付不詳)

ねんきん特別便には、共済年金の期間しか記載されていないが、その前に 1 年ほど働いた覚えがある。申立期間①については、A 市 B 通りにあった C 社に勤務し、事務の仕事をしていた。また、申立期間②については、A 市 D 町にあった E 社 F 支局に勤務し、事務の仕事をした記憶がある。社会保険事務所にその旨照会したが、加入記録が無いとの回答があった。仕事内容や当時の上司等の名前を覚えているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。なお、E 社 F 支局は、当時は G 支社の管轄だった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶している上司の氏名や業務に関する具体的な業務内容から、申立人が C 社に勤務していたことを推認することはできるものの、その上司は既に他界しており、申立てを裏付ける証言を得ることができない。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業所に照会したが、「不明。」との回答があり、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、申立人が記憶している上司等の氏名や業務に関する具体的な業務内容及び申立人の友人の証言により、申立人がE社F支局に勤務していたことを推認することはできるものの、その上司や外勤の責任者であった社員は所在不明であるため、申立てを裏付ける証言を得ることができない。

また、E社は平成13年3月に経営破綻しており、同年10月に業務を継承したH社に申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したが、「申立期間に係る人事記録が残存しておりません。」との回答があり、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所が加入していたI健康保険組合の業務を継承したH健康保険組合からは、「調査確認したところ、データは存在しませんでした。」との回答があり、健康保険の加入についても確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月から同年12月まで
② 平成4年2月から5年3月まで
③ 平成5年4月から同年7月まで
④ 平成5年7月から同年12月まで
⑤ 平成6年3月から7年9月まで
⑥ 平成7年10月から8年8月まで
⑦ 平成8年11月から9年2月まで
⑧ 平成9年4月から同年7月まで

申立期間①のA社について、私は、A社のテレビコマーシャルを見て、勤めに行った。コマーシャルに出ていたBさんが、私に仕事を教えてくれた。25日間くらいで仕事を覚え、独り立ちでき、懐石料理の担当になった。平成3年12月末に姉を看病するためC県に帰って来た。病院で看病していたが、4年*月*日に姉が亡くなり、結局、A社には戻らず、自分の荷物を送ってもらった。

申立期間②のD社については、平成4年3月15日に従業員全員でE県に研修旅行したときに撮影した日付入りの写真があり、見ていたらいろいろと思い出してきた。

申立期間③のF社については、G社で1か月働いた後に、F社で働きたいため、行ってみたところ、「H県A社で働いていたのであれば。」とすぐ採用された。

申立期間④のI社については、当時の社長と支配人が、J社に移ることになり、そのときに成績が優秀な上位10位までの人と一緒に連れて行くと言われ、それについて行くことにした。

申立期間⑤のJ社については、ここで働いているときに、C県から働

きに来ていた人に、「厚生年金保険には入っていないといけない。」と言われ、そのことが頭から離れなかったので、どこに勤めても厚生年金保険には必ず入っていなければならないと常に思っていた。厚生年金保険の加入について確認するために、出向いたときに女将^{おかみ}から「パートだったのではないですか。」と言われたが、私は、どこでもパートで働いていたことは無い。

申立期間⑥のD社については、C県に帰ってきたときに、女将^{おかみ}から、「すぐ、D社に勤めに来て欲しい。主任にするから。」と電話があり、断ったが「どうしても。」と言われ、引き受けた。厚生年金保険料が引かれているにもかかわらず、厚生年金保険の加入が短期間となっているとは知らなかった。私が仕事を教えたKさんは、私が勤めてから何か月か後に新人として入ってきた。Kさんも「そういうことはあり得ない。」と言っていた。

申立期間⑦のL社については、旅行ガイドブックを見て勤めに行ったが、入社してみたら、とても大変なところだったため退職した。

申立期間⑧のM社については、N県にO社があると聞いて行って見たが、分からずM社に入社した。働いてみたところ、職場環境が悪く、働いていられなくて退職した。ここで働いているときに熱を出し、社長に車で近くの大きな病院まで乗せていってもらったことがあった。

年金記録のことがテレビに出るようになりいろいろ分かった。前から年金額が少ないと思っていたが、社会保険事務所に行って聞いても分からない。調べてください。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA社について、申立人が同僚として名前を挙げた「Bさん」は、氏名が特定できず証言を得ることができない。

また、事務担当者及び元従業員は、「Bさんについては分からないし、従業員がコマーシャルに出ていたことも分からない。」と証言している。

さらに、当該事業所は、「関連資料が無く、在籍については不明。」と回答している。

申立期間②のD社について、申立人が所持している事業所主催による研修旅行の写真の日付から申立期間において申立人が勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所は、「保管されている給与台帳には、申立期間に係る給与支払の形跡が無く、申立人の氏名は確認できなかった。」と回答している。

申立期間③のF社については、平成11年1月13日に社会保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「平成10年に和議申請後、新経営

者側に帳簿、資料等を渡しており、関連資料等はない。当時は、入社後3か月間は見習い研修期間（社則規程）につき、厚生年金保険に加入させておらず、保険料等の控除は無かった。」と回答している。

また、申立人の申立期間に係る当該事業所の雇用保険の加入記録は確認できないものの、申立期間のうち、平成5年6月5日から同月30日までP社において申立人に係る雇用保険の加入記録が確認できる。

しかしながら、社会保険庁が管理するP社に係るオンライン記録に、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番もない。

申立期間④のI社については、平成9年4月30日に社会保険の適用事業所ではなくなっているが、元事務担当者は、「社員勤務表にて申立人が5年9月9日から同年11月25日まで客室係として勤務していたことは確認できる。」と回答しているものの、「社会保険の届出については不明。申立人に関する雇用保険や社会保険等の記録はない。臨時の派遣であったと思われる。」と回答している。

申立期間⑤のJ社については、申立期間のうち、平成6年7月21日から7年4月12日までの申立人に係る雇用保険の加入記録があり、平成7年の元旦に従業員全員で撮影した集合写真があることから、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主は、「当時から勤務している従業員にも聞いたが、申立人のことは記憶に無いとしている。当時の関係書類は無く、在籍は確認できないが、社会保険には加入していなかったと思う。」と回答している。

また、申立人は、同僚についての記憶が無く、証言等を得ることができない。

申立期間⑥のD社については、当該事業所が保管する賃金台帳により、平成7年9月21日入社及び同年10月分から8年8月分までの給与の支払いが確認できる上、申立人が名前を挙げた同僚は、「自分より先に勤務していた。」と証言をしていることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該賃金台帳において、厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、厚生年金保険記録は平成8年7月21日から同年8月8日までとなっており、雇用保険の加入記録と一致していることが確認できる。

申立期間⑦のL社については、現在の事業主は、「当時の会社は営業不振で平成19年に清算会社となっている。新たに設立された現会社が引き継いだ社会保険関係資料のうち8年11月から9年1月までを確認したが、申立人の名前は確認できず、届出の記録はない。」と回答している。

また、「入社後3か月は見習いのため、その間は社会保険等には入れなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、同僚についての記憶が無く、証言等を得ることができない。

申立期間⑧のM社については、当該事業所は、「届出及び納付については不明である。勤務形態については、臨時の雇用。」と回答している。

また、申立人が所持している当該事業所の後に申立人が勤務したD社の平成9年7月分の給与明細書に勤務日数が19日と記載されていることから、D社に確認したところ、「厚生年金保険及び雇用保険の加入年月日は9年7月21日となっているが、勤務は同年6月末ころからと思われる。」と回答している。

さらに、申立人は、同僚についての記憶が無く、証言等を得ることができない。

加えて、申立期間①から④まで及び申立期間⑦と⑧の事業所において、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立期間②から⑤の全期間及び申立期間⑥の一部期間において、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録には国民年金の加入記録があり、申立期間は申請免除記録となっている。

さらに、申立期間における国民健康保険の加入状況を確認したところ、C県Q市からは、「国民健康保険の加入期間は、①昭和56年4月1日から平成2年9月1日まで、②3年2月21日から8年7月21日まで、③8年8月9日から9年7月21日まで、④14年3月12日から現在に至る。」との回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月から 36 年 8 月まで
② 昭和 40 年 5 月から 41 年 4 月まで

申立期間①について、私は、昭和 35 年 11 月に A 社に入社し、住み込みで勤務した。玩具、お菓子、花火、クリスマスツリーなどの卸、小売業だった。自分が受けた注文は、品物集めから伝票、配達、集金まで自分でやっていた。朝 4 時から夜 6 時まで、県内の小売店回りや製造元を回り品物集めをした。集金では、B 市、C 市まで行った。

申立期間②について、私は、昭和 40 年 5 月に、D 社に勤めていたときに、E 社の F 氏という人に会い、E 社に来てほしいと言われ、勤めることになった。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人が申立期間ころ A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、「申立人については、はっきり覚えていないが居たと思う。厚生年金保険の加入については分からない。」と証言している。

また、当該事業所は平成 3 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の元事業主は既に他界しており、後に社長となった元事業主の妻とは連絡が取れず、関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る昭和 29 年 3 月から

36年11月までの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人はE社に勤務していたと主張しているものの、事業主は、「会社が移転していることもあり、在籍を確認する当時の関係書類が無く、不明である。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人を知らない。自分の職場に引き抜いた覚えも無い。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 43 年 2 月まで (日付不詳)

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨の回答を受けた。

私は、昭和 41 年 5 月ころから 43 年 2 月ころまで A 社 B 出張所に勤務し、機械班に所属して重機を運転していた。主な工事現場としては C 県の D 峠や E 地方の農業用水路、F 県 G 市の地震災害復旧工事の記憶があり、G 市にいたところに現在の妻と知り合っている。

私の妻は、41 年 12 月から 43 年 12 月まで G 市にあった A 社 B 出張所で経理事務をしており、厚生年金保険に加入している。

私も同じ A 社で働き、厚生年金保険に加入しているはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社 B 出張所に勤務し、工事現場で機械班に所属して重機を運転していた。」と主張しているものの、申立人の申立期間当時の勤務形態について、同社では、「社員名簿及び退職者台帳に申立人の氏名の記載が無く、正社員での就業ではなかったものと思われる。」と回答している上、申立人が同社 B 出張所の所長として名前を挙げた二人についても、「昭和 41 年から 42 年までの B 出張所の社員名簿を確認したが、いずれも氏名の記載が確認できない。」としている。

また、同社の人事担当者は、「当社は、昭和 20 年代から 40 年代半ばまでの工事施工は、直営施工の現場係制度という方式で行っており、当時は、現在の協力会社 (下請企業) に相当する組織として「班」があった。当社と「班長」とは囑託関係にあり、現地における労働者の募集、宿舎の管理、

仕事の割り振り等の業務を委託し、班長については社員名簿にも登載していた。一方、「班」に勤務する個々の労働者については、短期間雇用の者が多く、現地の所長と個々に雇用契約を結んでいたため、当社の社員としては認識していなかった。なお、申立人の妻については、恒久的な事務の担当として厚生年金保険に加入させていたのかもしれないが、当時の雇用条件等については資料が無く不明である。」としている。

さらに、申立人が名前を挙げた4人の同僚等について、3人は名前が特定できず、名前の分かる一人も他界していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入等について、証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が管理するA社H支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和41年4月から43年4月までの期間において資格を取得した221人の記録を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 39 年 4 月 5 日まで

私は、昭和 38 年 6 月ころから 39 年 4 月 6 日付けで町役場に採用されるまで、私の姉の夫の兄が勤務していたA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得がいかない。

当時、関心が無かったため、給与から控除されていた社会保険料等の金額については記憶していないが、退職時に、会社から社会保険の健康保険被保険者証を返すように言われ、後日、会社に返した記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人の紹介により同じところに採用された同僚の厚生年金保険の加入記録を見ると、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できず、申立人が当該事業所を退職した後に厚生年金保険に加入しており、その同僚は、「採用されても、すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、当該事業所が社会保険の適用事業所となった昭和 36 年 4 月 1 日以降に厚生年金保険に加入となっている複数の同僚からは、「当該事業所は、採用しても、すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言を得ている。

さらに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の資格取得届出及び厚生年金保険料の控除について元事業主に照会したところ、「当時の事業主及び事務担当者は既に他界しており、関連資料も無く、不明である。」と回答し

ている。

加えて、社会保険事務所が管理する申立期間に係る当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人に該当する記録は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。